

## **[事案 28-147] 契約無効請求**

・平成 29 年 2 月 24 日 裁定終了

※本事案の申立人は、親子 2 名である。

### **<事案の概要>**

知らない間に契約者が変更されていたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 16 年 4 月に契約した利率変動型積立終身保険（契約①）について、平成 21 年 4 月に利率変動型積立終身保険（契約②）に変更し、さらに平成 25 年 3 月に終身保険（契約③）に転換したが、平成 21 年 4 月の変更時には子から親に、平成 22 年 4 月にも子から親に、平成 25 年 3 月の転換時には親から子に、それぞれ知らない間に契約者が変更されていたことから、全ての契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人らは各種書類に署名・捺印しており、契約者の変更が申立人らの意思に反するものとは言えない。
- (2) 募集人は、契約内容について資料を用いて申立人らに説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約者変更時等の状況を把握するため、申立人らおよび募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険契約者名義の変更が申立人らの知らない間になされたとは認められないことから、契約の無効を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。